

工事見積書

見積NO. 821225260403

金 善 秦 様

工事名称: 原状回復工事

見積有効期限: 2026年5月4日

本件工事の見積りにつきましては、下記の通りとなります。

ご確認の程お願い申し上げます。

セキスイハイム不動産株式会社

東京東営業所 質貸営業第1店

105-0014

東京都港区芝2-13-4

住友不動産芝ビル4号館2階

TEL : 03-6400-9501

担当者名: 梶塚 慶人

確認者	担当者
-----	-----



工事場所：東京都江戸川区平井6-50-5

物件名: エスペランサ

号室: 202

御見積金額

工事価格 220,000 円

消費税 22,000 円

合計金額	242,000 円
------	-----------

(記事)

[illegible]

2枚目はお控えです。

工事請負契約書

(代金総額 100 万円未満かつ契約不適合責任 1 年間用)

収入

00020
印紙

契約締結日 2026 年 4 月 7 日

甲 注文者 (自署にてご記入下さい)		乙 請負者	
(住所) 東京都江戸市西野川 1丁目 2番		東京都港区芝 2-13-4 セキスイハイム不動産株式会社 東京第一賃貸支店 東京東営業所 所長 尾形 訓	
(氏名) 金 美奈		乙の本店 (住所) 東京都新宿区西新宿 2-6-1 (代表者氏名) 代表取締役 八木 健次 (電話番号) 03-5324-7887	
代金 総額	金 242,000 - 円 (内消費税<税率10%> 22,000 - 円) (上記消費税は地方税を含みます。引渡期日により適用さ れる消費税率が変更になる場合があります。)	問合せ窓口・住所・電話番号 ※領収証が必要な東京第一賃貸支店 東京東営業所 東京都港区芝 2-13-4 03-6400-9501	
工事 場所	東京都江戸川区平井 6-50-5	契約締結担当者 梶塚 慶人	
支払 方法	手付金 _____ 年 _____ 月 _____ 日 最終金 2026 年 4 月 30 日	着工期日 2026 年 4 月 13 日 完成(引渡)期日 2026 年 4 月 30 日	
注) 請負代金及び諸費用は、工事請負契約約款第11条に記載のとおり、必ず現金以外の方法(乙の銀行口座への振込等)でお支払いをお願いいたします。(セキスイでは現金でのお取り扱いは一切行っておりません)。			

<内 訳>

No.	工事内容
1	イスパランサ 202号室 原状回復工事
2	
3	

付属 書類	1. 工事見積書	No. 821225260403 (2026 年 4 月 4 日)
	2. _____	No. _____ (____ 年 ____ 月 ____ 日)
	3. _____	No. _____ (____ 年 ____ 月 ____ 日)
特約	支払方法は最終金 242,000円を 2026年5月分支払い賃料より相殺 するものとし、以下余白	

工事請負契約書、資金計画表などの工事請負契約書の付属書類全て及び次の記載（クーリングオフ）を十分お読み下さい。

ク
ー
リ
ン
グ
オ
フ

1. 甲は、この工事請負契約書及び資金計画表などの工事請負契約書の付属書類を受領した日から起算して8日を経過する日までの間に、乙宛にこの契約を解除する旨の書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）を発することにより、この契約を解除することができます。解除の効力は甲が当該書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）を発したときに生じます。
2. 乙による不実の告知又は威迫困惑行為により、甲がこの契約の解除を行わなかった場合は、乙が改めてクーリングオフに関する書面を甲に交付して8日を経過するまでは、甲は上記1.の定める方法によりこの契約を解除することができます。
3. 次のいずれかに該当する場合は、甲は上記1・2に定める解除を行うことはできません。
 - (1) 現金取引（契約したその場で引渡しを受け、かつ、代金全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のとき
 - (2) この1年間に、甲乙間にて取引が存在するとき
4. 上記1・2によりこの契約が解除された場合は、次の定めに従うものとします。
 - (1) 乙は甲に対し、この契約の解除に伴う損害賠償を請求することができません。
 - (2) 乙が既に工事に着手していたときでも、乙は甲に対し、代金の支払を請求することができず、工事の目的物もしくは物品の引渡しが既になされているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。
 - (3) 乙が甲より手付金及び最終金を受領しているときは、乙はその全額をすみやかに返還します。
 - (4) 乙の工事施工に伴い、甲の土地又は建物その他の工作物の原状が変更されたときは、甲は乙に対してその原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

※電子メール又はFAXでクーリングオフを行う場合には、下記のメールアドレス又はFAX番号にお送りください。

[E-mail]

hp-tokyo-h-eigyoku@sekisui.com

[FAX]

FAX 03-6400-9503

標記甲と乙は、標記事項及び後記約款並びに別途乙より甲に提出する標記付属書類に基づき本契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有します。

工事請負契約約款

(工事請負)

第1条 乙は標記事項とこの約款及び付属書類によって標記工事を施工します。

2 乙は付属書類を甲に提出して甲の承認を得るものとし、甲が承認した付属書類はこの契約書と一体のものとみなします。

(一括下請負及び一括委任)

第2条 乙は予め甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部もしくは一部を一括して指定業者に請け負わせ又は委任することはできません。

(権利義務の承継等)

第3条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡もしくは承継させることはできません。

(廃材等の処分)

第4条 甲は工事施工により生じる廃材等の処分を乙に一任するとともに、その費用を負担するものとします。

(工事材料)

第5条 工事に要する材料は乙において調達するものとし、材料費はすべて請負代金中に含むものとします。

2 前項にかかわらず、甲は乙の事前の承諾を得た場合に限り、乙に対して工事材料を支給することができます。この場合、その受渡期日及び受渡場所について、甲は乙の指示に従うものとします。

(工事の変更)

第6条 甲は工事の追加または変更を希望する場合は、すみやかに申し出るものとし、その変更の内容については甲乙協議の上、書面をもって定めるものとします。

(工事の一時中止)

第7条 甲は止むを得ない事由のある場合には、工事の全部または一部の一時中止を求めることができます。

2 甲が次の各号の一に該当するときは、乙は工事の全部または一部を一時中止することができます。

- (1) 請負代金の支払を遅延しているとき。
 - (2) 甲が、正当な理由なく第8条第1項または第12条第2項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の見込みがないとき。
 - (3) その他この契約に違反したとき。
- 3 前2項の場合、甲は乙の被った損害を賠償します。

(工期の変更)

第8条 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に工期の変更（着工期日もしくは完成期日のいずれか一方または双方の延期をい、以下同様とします）を求めることができるものとし、工期の変更日数は甲乙協議して定めます。

- (1) この契約締結時に発見できなかった施工上の障害が発見されたとき。
- (2) 天災地変、天候の不良、戦争、騒乱、暴動、重大な疾病、感染症、法令等の制定または改廃その他の不可抗力により工事の進行が遅延したとき（工事材料の納入が遅延したときを含みます）。
- (3) 甲より工事の追加または変更の申出があったとき。
- (4) 前条の定めにより工事の一時中止があったとき。
- (5) 工事施工のため第三者に損害が生じまたは第三者と紛争を生じたとき。
- (6) 乙の責に帰することができない事由によって工事の目的物・既成部分、工事材料その他工事施工一般に損害を生じたとき。
- (7) その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することができないとき。